

# 働き方改革関連法 実務対応のポイント

2019年4月1日より「働き方改革関連法」が順次施行され、企業では時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得等、従業員の適正な労務管理が求められます。

今回は、社会保険労務士の森田淳子氏をお招きし、働き方改革関連法のポイントや、中小企業や小規模事業者での適切な対応方法について分かりやすく解説していただきます。

## ◆講師

社会保険労務士法人 KAN Support Office

**森田 淳子** 氏

## ◆対象

中小企業組合等の女性部会員、中小企業組合等に所属する女性経営者、経営者夫人、女性役員、女性後継者、組合の役職員等

## ◆日時

2019年 **6**月 **11**日（火）  
13:00 ~ 14:30

## ◆申込期限

2019年6月4日（火）

## ◆場所

ホテル テラス ザ ガーデン水戸  
水戸市宮町 1-7-20  
TEL: 029-300-2500

## ◆お問い合わせ先

茨城県中小企業団体中央会 経営支援課 担当 佐川  
〒310-0801 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 8階  
TEL: 029-224-8030 FAX: 029-224-6446  
E-Mail: ladies@ibarakiken.or.jp



## ◆講師プロフィール

顧問件数 300社以上、労働保険事務組合委託数 250件。社会保険・労働保険の諸手続き・給与計算等の基本業務を始め、就業規則やルールブックの作成等労務管理・労務リスクに関するリスクマネジメントの提案を行っている。社会保険労務士、経営コンサルタント、キャリアコンサルタント、労働保険事務組合常陸事業主協議会会長、(株)BLUE EARTH 代表取締役、レディース中央会会員

## ◆アクセス

